

第1条(総則)

- (1)本規約は、ステップゴルフ株式会社(以下「FC本部」と呼称することがあります。)ないし同社フランチャイズ加盟店が運営する「STEPGOLF PREMIUM」ブランドのインドアゴルフスクールの各店舗(以下、各会員が入会する店舗又は入会した店舗を「本店舗」といいます。)に関し、会員の入退会や利用条件等について定めるものとします。
- (2)本店舗は、FC本部の直営店のほか、FC本部より商標使用権の許諾を受けた加盟店により、FC本部とは独立した主体として運営されることがあり、本店舗に入会した者(以下「会員」といいます。)は、本店舗の運営主体が加盟店である場合があり得ることを了解した上で、本店舗を利用するものとします。
- (3)会員は、運営主体である加盟店ごとに会費、設備および運営手順が一部異なる場合があることを理解します。

第2条(目的)

本店舗は、ゴルフのレベルアップを図り、マナーとルールを遵守し、ゴルフスクールを通じて知り合った会員相互の親睦の輪を広げることを目的とします。

第3条(入会手続き)

- (1)入会に際しては、本店舗にて所定の入会手続きと入会審査を行います。本店舗及びFC本部は、入会審査の結果の理由について回答の義務を有せず、入会拒否に係る異議申し立てについては、一切これを受理しません。
- (2)入会審査の後、入会金・先行1か月分(状況により2~3か月分)の会費支払い(開始月に関しては日割り)・各入会書類の記入完了をもって会員資格を得るものとし、会員証兼セキュリティカードをお渡しします。
- (3)入会後は本店舗会員規約を守り、本店舗コーチ及びスタッフ、FC本部ないし本店舗の指示に従うことに承諾したものとみなします。

第4条(運営時間と会員コース、プラン)

- (1)本店舗の営業時間には、コーチが在籍する「レッスンタイム」と、コーチ不在の「セルフタイム」があり、各々の営業時間は別途定めるとおりです。
- (2)会員資格には、「レッスンコース」、「セルフコース」の2つのコースがあります。
- (3)「レッスンコース」には、「平日デイプラン」「全日プラン」「回数制プラン」「共通会員プラン」の4つのプランがあります。
- (4)店舗により各プランに「セルフタイムオプション」が追加可能な店舗と、各プランにセルフタイム時間の利用が含まれている店舗があります。
- (5)「セルフコース」は、「全日セルフタイムプラン」のみです。
- (6)入会、退会、休会その他の各種手続きは、コーチが在籍するレッスンタイムにのみ受付・受理致します。

第5条(回数制プラン)

- (1)回数制プランの会員は、所属店舗のレッスンタイム・セルフタイムを利用することができます。
- (2)レッスンタイム・セルフタイム合わせて、毎月、指定回数の施設利用が可能です。利用ができる回数は、店舗によって異なります。
- (3)当月に施設を指定回数分利用ができなかった場合、翌月以降に利用回数の繰り越しはされません。

例;	4回施設を利用できる回数制プランに入会し、当月に施設3回利用した場合、1回の利用分が残っていますが、翌月に繰り越しはされません。
----	--

第6条(共通会員プラン)

- (1)共通会員プランの会員は、所属店舗の他に、本店舗が別に定める店舗(以下「他店舗」といいます。)のレッスンタイムを利用することができます。
- (2)共通会員プランの会員であっても、他店舗のセルフタイムは利用できません。
- (3)会員は、共通会員制度における手続きにつき、本店舗からの指示に従って遂行するものとし、所定の手続を経ない場合には他店舗の利用ができない場合があります。

第7条(共通会員セルフプラン)

- (1)共通会員セルフプランの会員は、所属店舗の他に、本店舗が別に定める店舗のセルフタイムを利用することができます。
- (2)共通会員セルフプランの会員であっても、他店舗のレッスンタイムは利用できません。
- (3)会員は、共通会員制度における手続きにつき、本店舗からの指示に従って遂行するものとし、所定の手続を経ない場合等には他店舗の利用ができない場合があります。

第 8 条(チケット制度)

- (1) 本規約第 4 条(3)のいずれかのプランに加入している会員は、「レッスнтаイム」におけるレッスンを受講するためのチケットを購入することができ、同チケットを用いて所属店舗以外の他店舗における「レッスнтаイム」を受講することができます。
- (2) チケット制度の詳細については、FC 本部又は本店舗が別途規定する場合があります。その場合、会員は、当社の各種規定に従うことを条件としてチケットを利用できるものとします。

第 9 条(入会金・月会費)

- (1) 入会時、コース・プランを選択し、入会金と、入会月及び翌月の会費を、本店舗でお支払いいただきます。
- (2) 月会費は、毎月指定金融口座より自動振替もしくはクレジットカードでの継続払いでお支払いいただきます。
- (3) 口座からの振替は入会月の翌月(状況により 2~3 か月先)からとなりますので、振替開始前の会費は本店舗でお支払いいただきます。尚、セルフコース会員も、コーチが在籍するレッスнтаイムにお支払い頂きます。
- (4) 口座からの振替、又はクレジットカードでの支払いが2か月確認できない場合、予約システムの利用を制限します。さらに、口座からの振替、又はクレジットカードでの支払いが3か月確認できない場合、除名処分とすることができます(本規約16条)。
- (5) 毎月の請求書・領収書は発行いたしません。尚、会員資格を有する間は、休会期間中を除き、ご利用の有無にかかわらず、毎月の月会費が発生します。
- (6) お支払済の入会金・月会費・その他の費用は、理由を問わず一切払戻しいたしません。
- (7) 本店舗は、経済情勢等の変動に応じて、月会費等の金額を変更する場合があります。
- (8) 本店舗は、事業展開等に応じて店舗名称等を変更する場合があります。
- (9) 本店舗のサービス内容についてはクーリングオフ制度適応外になりますので、入会後の返金対応は致しかねます。

第 10 条(会員証兼セキュリティカード)

- (1) 入会時に、会員証兼セキュリティカードを発行致します。初回発行料は3,000円(税込価格3,300円)です。
- (2) 会員証兼セキュリティカードは、本人以外は使用することができません。
- (3) 本人以外の利用が発覚した場合、本店舗を除名となります。状況によっては、警察への届出その他の処置を取らせて頂きます。
- (4) レッスнтаイムに施設を利用される場合は、会員証をご持参ください。必要に応じて確認させて頂くことがあります。
- (5) 紛失・盗難等、及び所属店舗の変更による会員証兼セキュリティカードの再発行に際しては、再発行手数料 3000 円(税込価格 3300 円)を申し受けます。
- (6) 店舗にセキュリティシステムが存在する店舗においてセルフタイムを利用する会員は、セルフタイムご利用時に会員証兼セキュリティカードを必ず携帯し、入退室を行って頂きます。会員証兼セキュリティカードを携帯していない場合は、店舗に立ち入ることができません。
- (7) 会員証兼セキュリティカードを紛失した場合、または盗難にあった場合は、速やかにその旨を本店舗に連絡願います。
- (8) 会員証兼セキュリティカードを紛失した場合には、再発行料 3,000 円(税込価格 3,300 円)が発生します。会員証兼セキュリティカード再発行は、レッスнтаイムに会員本人がご来店の上、お手続きいただきます。
- (9) 会員証兼セキュリティカードの使用権は同カード記載の会員に限り帰属し、他人に貸与、譲渡することはできません。万一他人に貸与した場合は除名とします。状況によっては、警察への届出その他の処置を取らせて頂きます。

第 11 条(選択コース・プランの変更・休会・退会および再開・所属店の変更)

- (1) 選択コースの変更を行う場合、毎月 3 日迄に、WEB 会員ページからの変更手続きの上、プラン変更手数料をお支払い頂いた場合、翌日よりコース変更が可能です。尚、コース変更手数料は、店舗によって異なります。
- (2) 毎月 3 日迄に、WEB 会員ページからプラン変更手続きの上、プラン変更手数料をお支払いいただくことで、プラン変更が可能です。店舗での手続きはレッスнтаイムのみ受付になります。尚、手数料は店舗によって異なります。
- (3) 本店舗を退会される場合は、毎月 3 日までに、本店舗所定の「退会届」をご記入の上、レッスнтаイムに店舗に提出してください。毎月 3 日までに退会届を提出していただいた場合には、最短で当月末退会が可能となります。また、4 日以降に退会届を提出された場合には、最短で翌月末退会が可能となります。尚、手続き上、電話での受付はいたしません。必ずご本人様の来店が必要となります。

例;	3 月 3 日に退会届を提出した場合	⇒	最短 3 月末退会が可能
	3 月 4 日に退会届を提出した場合	⇒	最短 4 月末退会が可能

- (4) 退会の場合は、退会日までに会員証兼セキュリティカードを店舗に提出し廃棄を申し込むか、又は、ご自身で適切に廃棄して下さい。
- (5) 本店舗を休会される場合は、毎月 3 日迄に、WEB 会員ページから休会手続きをした場合、最短で翌月 1 日より休会が可能です。また、4 日以降に休会届を提出された場合には、最短で翌々月 1 日から休会が可能です。
- (6) 月会費を滞納している方の退会・休会は受理致しかねます。滞納分をお支払い頂いた後に退会・休会を受理致します。

- (7)所定の休会・退会手続きがなされない場合、毎月自動的に月会費を指定金融口座より自動振替もしくはクレジットカードの継続払いにてお支払いいただきます。
- (8)一度提出された退会届の取り消しは一切不可となります。
- (9)休会期間内も、クラブ預かりやロッカーレンタルの契約がある場合には、利用料が発生し、口座振替もしくはクレジットカードより引落しされます。
- (10)休会期間中に利用を再開される場合は、ステップゴルフ PREMIUM ホームページ上のマイページからお手続きできます。毎月 3 日までに利用再開手続きされた場合、当月中から利用再開できます。毎月 4 日以降～月末までの間に利用再開手続きをされた場合において、当月中の利用再開をご希望されるときには、手続の詳細につき所属店舗にお問い合わせ下さい。
- (11)休会期間内はレッスンの受講またはセルフタイムの施設利用はできません。尚、予約システムから休会明けにレッスンの予約を取る場合、休会明け 30 日前から予約が可能となります。

例; 3月31日まで休会、4月1日より再開の場合 ⇒ 3月3日に4月1日の予約が可能

- (12)休会期間中のコースレッスンの参加は可能です。
- (13)休会期間終了後は、自動的に復会となり、月会費の引き落としが開始されますのでご注意ください。
- (14)本店舗会員は、「STEPGOLF PREMIUM」ブランドのインドアゴルフスクールの各店舗間で、所属店舗の変更が可能です。所属店舗の変更は、毎月 3 日迄にフロントにて所属店舗変更届が受理された場合、翌日より新店舗でのレッスンを受ける事が可能になります。尚、店舗変更手数料として 3,000 円(税込価格 3,300 円)を転出元店舗に、新会員証発行手数料 3000 円(税込価格 3300 円)を転出先店舗へお支払い下さい。
- (15)所属店舗変更の際には、転出先の料金体系、プラン内容などサービス内容を会員様ご自身で事前にご確認いただく必要がございます。転出元店舗では転出先店舗のサービス内容は説明いたしかねますので、ご了承ください。

第 12 条(時間割・レッスンコーチ等の変更)

- (1)コーチの体調不良、またはやむをえない事情により、レッスン当日にコーチの変更やレッスンを休止することがあります。
- (2)当日急遽店長コーチが本店舗でレッスンできない状況になった場合、セルフタイムでの営業に変更となります。

第 13 条(資格の譲渡等の禁止)

会員は、会員資格を第三者に売買・貸与・譲渡・担保供与、又は名義変更することはできません。

第 14 条(規約の改定)

本店舗は、会員の了解を得ることなく、この会員規約を変更することがあります。その場合、サービスの利用条件は変更後の会員規約によります。本店舗は、その変更を店舗内に掲示にて告知することにより会員に通知するものとします。

第 15 条(入会資格)

- (1)本店舗の入会資格は、次の各号全てに該当する方とします。但し、本店舗が不該当と認める方は入会できません。
- ①本規約の各事項を理解し、遵守することに同意する方。
- ②マナー、エチケットを守り、ゴルフを通じて知り合った仲間との触れ合いを大切にする方。
- (2)暴力団、極右、極左並びに総会屋、その他反社会的勢力(薬物常習者を含む)の構成員又はそれに関係する方の入会はできません。
- (3)20 歳未満の入会の場合は保護者同意書が必要となります。尚 18 歳未満の方はセルフタイムの利用はできません。
- (4)10 歳未満の方はご入会をご遠慮頂いておりますのでご了承下さい。会員として 10 歳以上～12 歳未満の方が来店される場合は、来店～帰宅まで保護者のご同伴が必須となります。保護者のご同伴が無い場合は、当施設を一切ご利用できません。尚、保護者には該当する会員の安全性確保を前提として、会員を見守る義務があります。その中で、施設内での怪我や事故が起きた場合、当社では一切の責任を負いかねます。又、会員として 12 歳以上であれば、1 人でのレッスン受講が可能となります。ただし、2017 年 10 月 1 日以前に入会された 10 歳未満の方に関しては、来店～帰宅まで保護者のご同伴を必須として当施設をご利用いただけます。
- (5)ご本人および胎児の健康への配慮により、妊娠している方の入会は原則として受付けておりません。入会後に妊娠が確認された場合は、その時点で、休会していただきます。
- (6)必要により医師の健康証明書の提出を求められることがあります。
- (7)撮影機の持ち込み及び施設内での撮影(動画、静止画、録音のみの全てを含む。)は禁止とします。
- (8)本店舗入会には日本語の読み、書き、聞き取りが必須となります。いずれかに問題があると判断した場合には、入会は認められません。
- (9)本店舗入会にあたり、本人確認のため、顔写真を撮影させていただきます。

第 16 条(予約・振替・追加レッスン及びキャンセル)

- (1)セルフタイムの会員は、セキュリティシステムが存在する店舗では、会員証兼セキュリティカードで入館し、利用することができます。

- (2) レッスンコースの会員は、1レッスン受講後に次の1コマの予約が可能です。
- (3) 店舗の打席が満席になった場合など、時間帯や日や曜日によっては予約が取れない場合もございます。
- (4) レッスンタイム、セルフタイムは、完全時間予約制となります。
- (5) レッスンの予約は、電話、予約システムから可能です。
- (6) 予約システムでのレッスンの予約は毎日可能です。電話でのレッスンの予約はレッスンタイムのみの受付になります。
- (7) セルフタイムのご利用は予約システムからのみ予約可能です。
- (8) 予約は複数日をまとめて取ることはできません。レッスン終了後に次回のレッスンの予約ができ、セルフタイムのご利用後に次回のセルフタイムの予約ができます。
- (9) ①レッスンまたはセルフタイムのご利用をキャンセルする場合には、必ずキャンセル手続きを行ってください。キャンセル手続きをせずに90日間以内に欠席を3回行った場合、②引き落とし月の3日までに口座登録していない場合、③2回連続で滞納した場合には、予約システムのご利用を制限する場合があります。
- (10) 予約、キャンセルに関し、当社が悪質と判断した場合、退会をお願いする場合があります。
- (11) 口座からの振替、又はクレジットカードでの支払いが3か月以上できない場合、予約システムの利用を制限します。この場合、レッスンの予約は、電話予約に限定されます。
- (12) 利用時間は、店舗に設置の時計を基準とさせていただきます。
- (13) セルフタイムの利用時は、終了5分前に必ず打席の片付けをしていただきます。

第17条(セルフタイムにおける禁止事項)

- (1) セルフタイムのご利用中に、他の会員様にレッスン行為をすることを禁止します。
- (2) セルフタイムのご利用時は、予約者以外の立ち入りを禁止します。

第18条(資格喪失・除名)

- (1) 会員は、会員の退会・除名・死亡により会員資格を失います。
- (2) FC本部または本店舗は、次の場合、会員を除名することができます。
 - ・会員が月会費の支払いを連続して3か月以上怠った場合(自動振替ができない場合を含む)
(尚、会員が会費の支払を怠った場合、会員資格ならびに本店舗の利用は一時的に停止されます。)
 - ・会員が本規約に違反した場合
 - ・本店舗の名誉を傷つけたり、秩序を乱したり、施設を棄損する、立ち入り区画への侵入等、会員として相応しくないと判断した場合
 - ・会員が暴力団組員、暴力団関係者、極右、極左、並びに総会屋その他、反社会的勢力の構成員又はそれに関係する者であることが判明した場合
 - ・会員によるストーカー行為、無許可での営業活動、セールス行為、布教活動、その他の勧誘行為およびそれに類する行為があったとき
 - ・会員が会員証兼セキュリティカードを他人に貸与した場合
 - ・会員が会員以外の人間に本施設を利用させた場合
 - ・会員が契約コース・プラン以外の利用をした場合
 - ・会員がセルフタイム中に、他の会員にレッスン行為を行った場合
 - ・当施設利用時に飲酒、または酒気帯びであることが発覚した場合
 - ・他の会員やコーチに対するハラスメント行為や迷惑行為が発覚した場合
 - ・他の会員に対し、しつこく話しかける等の迷惑行為をした場合
 - ・競合他社の従業員や関係者であることが判明した場合
 - ・本店舗において一度でも喫煙した場合
- (3) FC本部及び本店舗は、除名した理由について回答の義務を有せず、除名に係る異議申し立てについては、一切これを受理しません。

第19条(自己責任での利用)

- (1) 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本店舗を利用するものとします。
- (2) セキュリティシステムが存在する店舗では、警備会社により館内の状況は録画されておりますが、本店舗は、会員が施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本店舗の故意または重過失がない限り、責任は負いません。会員同士の店舗内外でのトラブルについても同様とします。
- (3) 会員は、本店舗において、投量を超えた行為及び危険行為は行なってはならないものとします。また、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行なってはならないものとします。
- (4) 会員所有のゴルフ用具や器具を当スクール施設に持ち込み、または使用した場合の破損・盗難・怪我による、一切の弁償・賠償を行わない

ものとしてします。

(5) 会員は、レッスン中、ゴルフクラブの取り扱いに十分注意して、まわりに事故や怪我のないように十分に気を付け、配慮してレッスンを受けるものとしてします。

(6) 会員の同伴者は本施設の設備や器具などを使用することはできません。また会員は同伴者の安全を確保する義務があり、本施設内でのケガや事故について本店舗は一切の責任を負いかねます。

第 20 条(施設利用)

(1) 会員が本施設を利用中、本施設の一部または本施設内の器具(シミュレーション機材等を含むが、これに限られない。)などを破損した場合、本店舗の責に帰すべき理由をのぞき修復に要する費用を請求することがあります。

(2) 会員の同伴者は本施設の設備や器具などを使用することはできません。また会員は同伴者の安全を確保する義務があり、本施設内でのケガや事故について当社は一切の責任を負いかねます。

(3) 本件店舗では喫煙をすることは禁止されています。本件店舗で一度でも喫煙された場合、煙草の臭いを除去するための特別なクリーニングが必要となるため、同クリーニングに要する費用の外、当社が被った損害を全額請求致します。

(4) ゴルフのシミュレーション機材(シミュレーター)については、シミュレーター用の会員カードを発行致します。シミュレーター用の会員カードを紛失した場合、再発行手数料として 500 円(税込み 550 円)をお支払い頂きます。

(5) ゴルフのシミュレーション機材(シミュレーター)用の会員カードについては、カード情報の登録方法などは所定のシミュレーターのサイトでの登録が必要になります。

(6) ゴルフのシミュレーション機材(シミュレーター)用の会員カードの登録方法等、シミュレーターに関するお問合せは、会員様より直接、所定のシミュレーターに対して行って頂きますのでご了承下さい。

(7) ゴルフのシミュレーション機材(シミュレーター)に関してのお問合せについては、コーチを含む店舗従業員では対応できない場合がありますので、予めご承知おき下さい。

第 21 条(Nudge カード利用)

(1) ナッジ株式会社の発行した Nudge カード(登録クラブをステップゴルフに設定したカードのみ)でクレジット決済した場合は、ステップゴルフオリジナルの割引サービス又は特典を受けられます。

(2) 本件店舗の Nudge カードに関する各種手続き、お問合せは、会員様が直接、ナッジ株式会社に対して行って頂きますのでご了承下さい。

(3) Nudge カードの取り扱いは、予告なしに取りやめる場合があります。

(4) 本件店舗の Nudge カードに関してのお問合せについては、コーチを含む店舗従業員では対応できない場合がありますので、予めご承知おき下さい。

第 22 条(休業)

(1) セルフタイムを含めた営業時間は、原則、無休ですが、施設の点検その他の理由により、休業する場合があります。尚、この場合、会員に対し、本規約に基づいてお支払い頂いた金員の返金及び補償は致しません。

(2) 諸事情により、レッスンタイムを、セルフタイムに変更する場合があります。尚、この場合、会員に対し、本規約に基づいてお支払い頂いた金員の返金及び補償は致しません。

第 23 条(施設の廃止、利用制限)

本店舗は次の事由により店舗の一部または全部を一時的な閉鎖、又は施設廃止をすることができます。尚、この場合、会員に対し、本規約に基づいてお支払い頂いた金員の返金及び補償は致しません。

(1) 気象、災害、事故等による時。

(2) 施設の改造または補修の時。

(3) 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の変化、その他やむを得ない事由が発生した時。

(4) コーチの急病・事故など不慮の場合。

(5) 経済的理由による施設の廃止。

(6) 感染症の拡大防止のために必要があるとき。

第 24 条(自己健康管理)

(1) 会員は、各自の責任において健康管理を行うものとし、健康状態を毎日各自管理したうえで、店舗を利用するものとしてします。

(2) 会員は、事前に必ずストレッチ、準備体操を行ってから店舗を利用するものとしてします。

(3) 会員は、万が一、店舗利用中に体の異常を感じたときは、レッスンタイムの場合は、コーチへすぐに申し出てレッスンを中止してください。セキュリティシステムが存在する店舗でのセルフタイムの場合は、直ちに利用を停止の上、必要に応じて館内複数個所に設置の警備会社呼び出しボタン、または直通電話により、警備会社に支援を求めてください。(怪我や体調不良については、本店舗は責任を負いません。)

第 25 条(変更事項)

- (1) 会員は住所または連絡先等申込記載事項に変更のあった場合、速やかに変更届を提出するものとします。
- (2) 会員への通知の一切は、会員から届出のあった住所宛に行うことによって通知がなされたものとし、本店舗は同通知以降の責を負わないものとします。

第 26 条(個人情報についてのお取扱いについて)

ステップゴルフ株式会社 FC 本部及びそのフランチャイズ企業が運営する「STEPGOLF PREMIUM」ブランドの店舗(本店舗を含む。)において取得された会員の個人情報は、すべて FC 本部であるステップゴルフ株式会社が、プライバシーポリシーにしたがって、その個人情報を取得致します。尚、参考までに、FC 本部プライバシーポリシーの概要を次のとおり示します。

(1) 基本方針

FC本部および本店舗は、会員の個人情報を取り扱うにあたり個人情報保護に関する関係法令を厳守し、個人情報の適正な取り扱いと保護に努めます。

(2) 個人情報

FC本部および本店舗は、個人情報とは、氏名、年齢、住所、電話番号、E-mail アドレス、ご質問、レッスン履歴など会員ご本人およびその他の方の個人に関する情報をいいます。

(3) 個人情報の取得

FC本部および本店舗は、会員より利用のお問い合わせ、スクールの申込、体験レッスンの申込、各種イベントの参加お申込、商品のご購入、保険申込、その他当社の提供するサービスに関するお手続き等におきまして、会員のお名前、ご住所、電話番号、メールアドレス、お勤め先、代金等の決済に必要な個人情報等をご申告もしくは申込書にご記入いただいております。また、各種アンケートの記入にご協力いただく場合があります。

(4) 個人情報の利用

FC本部および本店舗では、次の利用目的のために会員からお預かりした個人情報を利用致します。

- ・会員のゴルフレッスン、店舗ご利用のため
- ・会員の店舗登録、転籍手続のため
- ・FC本部における会員情報の管理のため
- ・会員の本人確認及び会員からの依頼内容確認のため
- ・DM やご案内状、贈呈品送付などその他マーケティングのための使用
- ・その他個人情報を取得する際に別個に明示した利用目的に利用するため
- ・上記の利用目的に付随する目的のため

(5) 個人情報の開示

FC本部および本店舗は、会員本人の同意なく第三者に対して個人情報を開示することはいたしません。ただし、FC本部および本店舗と機密保持契約を締結している業務委託会社に対して個人情報を開示する場合があります。その場合においても当スクールが提供するサービスと同様、個人情報に関する諸規程を遵守し、その管理を行い当社との間において個人情報を遵守する契約条項を義務づけます。また、会員本人より個人情報の開示を求められた場合は、合理的な期間内において可能範囲内の情報を通知することができます。上記以外において以下のような場合は個人の情報を開示する場合があります。

- ・ 本人の同意を得た場合
- ・ 当社が従うべき法律に基づき個人情報を開示された場合(裁判所、検察庁、警察などの法的機関から適法な要請があった場合等)

(6) 共同利用

FC本部および本店舗は、会員の個人情報につき、会員が所属するフランチャイズ店舗を経営する会社との間で上記利用目的に従い共同利用することがあります。その場合、個人情報の管理についての責任者はFC本部となります。また、その連絡先は下記お問い合わせ先になります。

(7) 会員からのご照会

FC本部および本店舗は、会員の個人情報は、個別の店舗のほか、FC本部にて管理いたしております。会員ご本人から、その個人情報につき、開示・訂正・利用停止等のご要望がある場合には、下記お問い合わせ先までご照会ください。尚、開示・訂正・利用停止・消去等の対応につきましては、所定の書面にご記入いただきます。

<個人情報に関するお問い合わせ先>

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町 3-6-4 日本分譲住宅会館
ステップゴルフ株式会社

個人情報取扱責任者 加藤舞

(8) プライバシーポリシーの改訂

当社のプライバシーポリシーの改訂については、各店舗における掲示、又はホームページ上において公表することによって行いますので、ご確認いただくようお願い申し上げます。

(9) プライバシーポリシーの競合

本会員規約記載の上記プライバシーポリシーの概要は、あくまでも当社プライバシーポリシーの概要を会員の皆様にお示しするためのものです。ステップゴルフ株式会社本部が制定しホームページや各店舗に掲示したプライバシーポリシーの内容と、本会員規約記載の上記プライバシーポリシーの概要の内容が競合する場合、ステップゴルフ株式会社本部のプライバシーポリシーが、本会員規約記載のプライバシーポリシーの概要に優先して適用されます。

第 27 条(合意管轄裁判所)

会員は、本会員規約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を専属的管轄裁判所とすることに同意します。

以上